平成２８年（フ）第１９８号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目１番36―402号　メゾングランピア
債務者　宮城　健倫
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２４号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目36番17―708号
債務者　葛西　宏幸
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１４号
東京都板橋区向原２丁目10―13　ニチユウサンハイツＢ棟205
債務者　松尾　久幸
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２４号
静岡県富士市緑町３番35号　エクレールフジ203号
債務者　岸　　勝実
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午前11時20分
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５３７２号
大阪府守口市梶町４丁目36番７号
債務者　矢吹　佳代
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３９１号
大阪市東淀川区東中島２丁目20番７号　シュウライフ新大阪　６Ａ号
債務者　岩本　由理
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４号
大阪市西成区山王３丁目17番22号　コスモハイツ　515号室
債務者　小西　啓文
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９７号
東京都羽村市栄町２丁目22番地５タック羽村302
債務者　川村　一樹（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７号
東京都板橋区氷川町26―１―411
債務者　久松　　要
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４８号
東京都北区浮間３丁目21―14　グリーンビレッジⅡ　202
債務者　佐々木愛里
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５１号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西11―915
債務者　市川　利美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５５号
東京都板橋区板橋４丁目39―９―202
債務者　高柳　健一
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５６号
東京都大田区羽田５丁目20―６　ハイツシティM205
債務者　松田金司郎
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６９号
東京都葛飾区亀有２丁目54―９―201
債務者　波平　千正
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２２９号
川崎市麻生区黒川80番１
破産者　ＧＰ　ＥＮＧＩＮＥＥＲＩＮＧ株式会社
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
島根県出雲市浜町566番地１
破産者　株式会社三木産業
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部